

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

木更津市

## 2 構造改革特別区域の名称

木更津市地域特産物リキュール特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

木更津市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢と気候

木更津市（以下「本市」という。）は、房総半島の中央部西側に位置し、東西 21.98km、南北 14.54km、面積 138.95km<sup>2</sup>を有している。

東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）の千葉県側着岸地に位置し、東京都心部から直線距離で 30～40km、時間距離では、アクアライン経由により 30～40 分圏域にあり、首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道館山線の整備進展により、広域道路ネットワークを形成する幹線軸上に位置する。また、東京都心部や東京国際空港への近接性に加え、成田国際空港への交通利便性も向上している。

本市の気温は、平均で 16.4 度（平成 27 年度）と温暖で過ごしやすく、沿岸部に広がる東京湾最大の自然干潟「盤州干潟（ばんずひがた）」や内陸部には万葉集にも登場する美しい自然景観の上総丘陵（かずさきゅうりょう）等、豊かな自然環境に恵まれている。

東京湾沿岸では、アサリ、ハマグリ、ノリ等の海産物、内陸部では、米やレタス、梨、ブルーベリー、イチゴ等の農産物にも恵まれている。

### (2) 人口

本市の人口は、昭和 60 年からの長期にわたり、12 万人台前半で推移してきたが、アクアライン通行料金引下げや、その効果である大型商業施設等の相次ぐ出店、土地区画整理事業に伴う住宅地整備の進展などを背景に、平成 18 年以降、人口が年々増え続けている。

平成 27 年 10 月（国勢調査確定値）の人口は 134,141 人で、平成 17 年（122,234 人）からの約 10 年間で人口が 12 千人増加しており、平成 22 年から平成 27 年にかけての人口増加率が千葉県内市町村中 3 位、人口増加数が県内 6 位となっている。

年齢 3 区分別に見た人口構成によると、老年人口（65 歳以上）の割合が、平成 17 年 4 月 1 日の 18.1%（県内市部平均 16.0%）から、平成 27 年 4 月 1 日では 25.7%（同 24.4%）へと高まっており、県内市部の中では平均をやや上回る水準となっている。

一方、生産年齢人口（15歳～64歳）や年少人口（0歳～14歳）が占める割合が年々減少しており、このような人口構造の変化は、支え手である生産年齢人口の扶養負担を高めるものとなっている。

本市の老年人口1人当たりの生産年齢人口の規模を見ると、平成7年は老年人口1人に対して生産年齢人口が6.1人であったのに対し、平成17年は3.8人、平成27年は2.4人へと大きく減少している。

### （3）産業

本市は、菅生遺跡（すごういせき）、請西遺跡群（じょうざいいせきぐん）、金鈴塚古墳（きんれいづかこふん）等から、原始・古代より重要な拠点として栄えていたことがうかがえ、金鈴塚古墳から出土した5つの純金製の鈴や豪華に装飾された太刀等が国の重要文化財に指定されている。中世には鎌倉とを結ぶ渡船場として栄え、また、近世には木更津船が名をはせ、江戸の台所を支える物資の集積場として、木更津の繁栄の礎を築いてきた。昭和17年には千葉県下で6番目に市制を施行し、終戦後は南房総の商都として、高度経済成長期には、周辺工業地域のベッドタウンとして発展を遂げてきた。

しかしながら、本市の発展を牽引してきた商工業については、少子高齢化やインターネットの普及など社会環境の変化に伴い、商業者の高齢化や後継者不足、電子商取引の拡大、郊外型商業集積等が進展し、消費者の商店街離れにつながっている。また、団塊の世代の大量退職や若者のものづくり離れなどをきっかけに、製造業の熟練技術者と後継者の不足が既に顕在化しており、将来の工業を担う人材の確保・育成が重要となっている。

一方、伝統的な産業である農業や水産業については、農産物価格の低迷や農業所得の大幅な減少、担い手の減少・高齢化、耕作放棄地の拡大、有害鳥獣による農作物等への被害の増加、また、本市の重要な漁業資源であるアサリやノリの生産量の減少、価格の下落等、様々な課題が山積し、厳しい状況が続いている。

### （4）規制の特例措置を講じる必要性

本市の農業が直面する最大のテーマは、農業をいかに持続可能な産業として確立するのかということに集約され、近代農業が共通して抱える担い手不足、高齢化、農産物価格の低迷、生産資材の高騰、低迷する農業所得などの諸問題を解決していくためには、農業に関連する多様な主体が、持続可能な農業のために相互に連携していくことが求められている。この多様な主体による相互連携が、農業変革のための効果的な促進力になり、持続可能な農業の確立に繋がっていくものと考えている。

特に近年、農業は新たな雇用の場として期待を集めているほか、他産業からはビジネスチャンスとして、市民からは趣味や自己実現の場としても注目を集めている。

今後はこうしたニーズにも柔軟に応え、既存の農業者が儲かる農業を目指すだけでなく、「オールきさらづ」と呼べる多様な担い手の参画と連携による農の絆で、本市の農業を盛り上げていく必要がある。

その一つの方策として、規制の特例措置を活用して、地域の生産者・事業者が特産物を活用してリキュールの製造に参入しやすくなる環境を整え、唯一無二の加工品の開発など、付加価値の向上やブランド化を促進し、経営の安定化や地域の経済循環を高めていくことが求められている。

なお、本市では、平成 29 年度の開業を目指して、本市初となる道の駅の整備を進めており、道の駅も有力な販路先として期待される。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、これまでブルーベリーをはじめとする特産品の競争力強化やブランド化に向けて、優良特産品としての認定や専用サイトの構築、レシピブックの開発など、様々な取組を行ってきた。

また、生産者・事業者等と連携して、各種イベント等を通じて販促活動を行うなど、農業振興を通じて地域振興に取り組んできたところであるが、依然として農業所得の低迷や担い手不足、有害鳥獣被害の増加や耕作放棄地の拡大など多くの課題を抱えている。

こうしたことを背景に今回、規制の特例措置を活用することで、生産者・事業者等が地域の特産物を原材料としたリキュールの製造に参入しやすい環境を整えることで、6次産業化の取組が促進され、新商品の開発等、地域ブランドの創出が期待される。

また、区域で生産された特産物を利用することで、原材料用としての生産活動や遊休地・耕作放棄地の活用、また、規格外品・キズ割れモノの有効活用も期待され、農業分野における直接的・間接的な効果は多岐にわたるものと推察され、本特性措置を活用する意義は非常に大きいものと考えている。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、本市の特産品であるブルーベリーや梨、イチゴ等のリキュール製造が小規模でも可能となり、多くの生産者や事業者が新たな事業機会として参入しやすくなるとともに、農業と商業、農業と工業など異業種間での連携促進も期待される。

また、木更津ならではの独自の商品開発も期待でき、高付加価値化やブランド化による農業所得の向上や経営の安定化を図るとともに、特産物の生産拡大や担い手の確保・育成、遊休農地や耕作放棄地の解消など、本特例措置の活用を契機として様々な施策を組み合わせることで地域課題の解決と新たな魅力の創造を図り、都市の求心力を高めることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、新商品の開発や6次産業化の取組が促進し、農家・農業関係者・加工事業者等にとって新たな事業機会の創出に繋がるとともに、本市の特産品であるブルーベリーや梨、イチゴ等の消費・販路の拡大による事業経営の安定化も期待される。

地域の特産物を用いたリキュール製造を地域の関係者が主体となって取り組み、市内外

に広く情報発信することで、地域の潜在的な魅力の再発見や創造に繋がるとともに、区域の経済循環を高め、自立した地域社会の形成に大きく寄与するものと考えられる。

また、厳しい環境下にある水産業や豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムの展開など、地域の特産物を用いたリキュールと有機的に結び付けることで、観光・交流人口の増加や地域活力の向上も期待できる。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	平成 29 年度	平成 31 年度	平成 33 年度
特産酒類製造事業者数	1 件	1 件	2 件
新商品数	1 点	2 点	4 点

8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

709（710） 特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ブルーベリー、梨、イチゴ、キウイフルーツ、パッションフルーツ、ブドウ、柿、イチジク、みかん、スイカ、梅、生姜、ミニトマト、椎茸又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料としたリキュールを製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### （1）事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

#### （2）事業が行われる区域

木更津市の全域

#### （3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### （4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ブルーベリー、梨、イチゴ、キウイフルーツ、パッションフルーツ、ブドウ、柿、イチジク、みかん、スイカ、梅、生姜、ミニトマト、椎茸又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物として指定された農産物（ブルーベリー、梨、イチゴ、キウイフルーツ、パッションフルーツ、ブドウ、柿、イチジク、みかん、スイカ、梅、生姜、ミニトマト、椎茸又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、地元農産物の消費や販路の拡大、6次産業化や高付加価値化につながるとともに、農業者の経営の多角化、新たな特産物・地域ブランドの創出が図られ、農業生産の拡大等や農業・観光の振興が図られ、地域の活性化にも効果が見込まれる。また、本市では、平成29年度の開業を目指して、本市初となる道の駅の整備を進めており、道の駅も有力な販路先として期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。このため本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。